

※一般質問の質問内容及び答弁内容は要約してあります。

「総合相談窓口」の 設置について



問

幕別町は忠類村と合併し、もうすぐ3年目を迎えるようとしている。

合併協議に基づき、それぞれの地域の特色を活かしながらも、一体感のある新しい町づくりとその発展のために行政は様々な課題に取り組んでいるが、今行政として早急に取り組まなければならぬ課題の一つに庁舎内の機構改革がある。新しい町づくりを推進するためには行政の効率化、スリム化という問題もあるが住民サービスの向上がその基本にならなければならぬ。

住民をたらい回しにしないワンストップサービスの推進をはじめ有効な機構改革を期待するが、その具体的な施策として住民の多様な化する苦悩や課題に総合的に対応できる窓口の設置が必要である。
経済的理由をはじめとする生活苦、自殺者の増加、又、

年金の使い込みや介護放棄等を含めた子による親への虐待、いわゆるパラサイト虐待や、児童虐待、配偶者

による暴力そして様々な人権問題他、高齢化が進む中で色んな具体的な問題が増加している。そして問題を抱え相談する町民において多くの場合その問題は多岐にわたり、ひとつの部署だけでは対応できないのが現実、だと考える。

町民の様々な苦悩に具体的に対応し、生命を守るセーフティネットを進めるために「総合相談窓口」を設置すべきだと考えるが伺いたい。

町長

総合相談窓口を設置した場合、住民の方々は相談する職員を探すことがなくなり、その点については有効と考える。

しかし、近年、民生部門では制度改正が頻繁に行われていることや、産業、教

育分野などで専門的な知識・ノウハウが必要となる場合など、相談内容に応じて最も的確に判断できる職員が対応することが、迅速な課題解決に繋がるものと考え

る。
住民の日常生活における悩みや福祉に関する相談、雇用問題、教育問題など様々な悩みや課題を抱えており、電話や来庁による相談など多数寄せられているのが実態である。

本町における現実的で効果的な対応策として、始めに相談等を受けた職員が、その相談内容に応じて、町の担当部に案内し、その後、関係する職員が対処することで対応したい。

相談内容が複数の部署に関係する場合などは、連絡調整を図り、総合的に取り組むよう配慮したい。

町以外の機関として、行政相談員、人権擁護相談員、心配ごと相談所、スクールカウンセラーなどもあり、内容により、各機関の紹介や連携を図ることも努めた

い。
現時点では、新たに「総

合相談窓口」を設置することを考えてはいないが、職員の資質向上に努めることは勿論の事、来庁者の中には、誰に話しかければよいのか戸惑う方もおり、常に職員側から気配りをするようにしたい。



役場の住民窓口

特別支援教育の 推進について



問 この4月の改正学
校教育法が施行され

たのに伴い「特別支援教育」
が道内の各小中学校で完全
導入された。本町の実態に
ついて次の点をお伺いする。

①特別支援教育スタートに
当り、現場の条件整備や共
通理解をどのように図って
きたか。また、その推進状
況はどうなっているか。
②保護者や関係機関との連
携はどのようになされてい
るか。

③この教育の導入は、新た
な業務の付加を意味する。

定数の改善を文科省に要
求する必要があると考える
がどうか。なお、今年度か
ら特別支援教育支援員の配
置が地方財政措置されたが、
この適切な活用と執行が必
要と考えるがどうか。

教育長

①特別支援教育
の導入に先立ち、本町では
平成17年度から「多様な教
育ニーズ推進モデル事業」

として「特別支援教育コー
ディネーター」を配置し、小
中学校の当時の特殊学級の
担当教諭、幼稚園、保育所、
幼児ことばの教室の職員、
保健師などをメンバーに「よ
りよい特別支援教育に向け
ての検討会」を立ち上げ、
情報交換や研修を通じ、具
体的な問題点、就学指導の
あり方、町民への啓発など
について協議を進めてきた。

このたび、この検討会を
発展的に解消し、特別支援
教育の推進のあり方を協議
し、相互の連携を深め、保
護者と子どもが安心して就
学相談や授業を受けられる
環境整備を図ることを主眼
に、幼稚園、保育所、小中
学校、高校、養護学校、児
童相談所をはじめ、保護者
の代表などから組織する「幕
別町子ども支援連絡協議会」
を組織した。

②毎月19日を「まくべつ教
育の日」として地域に開か
れた学校を目指している。

就学前の保護者の方が、
直接学校へ就学相談にうか
がったという話も聞く。教
育委員会としても、幼稚園
や保育所の先生方、保健師
や児童相談所などの関係機
関に対し、保護者と学校の
先生との仲立ちをお願いし
ている。

③各小中学校での支援を必

「児童生徒の問題行動等生徒指導上 の諸問題に関する調査」における、 いじめ急増について

問 平成18年度「児童
生徒の問題行動等生
徒指導上の諸問題に関する
調査」によると、いじめの
認知件数が急増している。

また、全国でいじめが原
因の自殺者が6人もいた。

相変わらず多くの児童生徒
がいじめに苦しむ現実と、
その対応に苦悩する教育現
場がこの調査から垣間見え
心が痛む。そこで本町の調
査結果と、今後の取組みな
どについてお伺いする。

①いじめの認知件数と原因・
要因をどのように捉えてい
るか。

要とする児童生徒の状況に
基づき、新年度予算編成作
業の中で財政部局と協議を
重ね、これまで実施してき
た「ゆとり生き生きパート
ナー事業」などとの一定の
整理を図りながら配置すべ
き支援員数を学校ごとに個々
に捉えて適切な支援に努め
たい。

②学校・家庭・地域が協力
して情報を共有し、対処で
きる仕組みが必要と考える
がどうか。

③児童生徒の情報通信機器
(インターネット・携帯電話
話によるいじめの増)への
対処や指導はどうなってい
るか。

教育長 ①平成18年度の
いじめの認知件数は、小学
校10校中7校で21件、中学
校は5校中4校で39件とな
っている。平成17年度と比
較し大きく増加しているが、
文科省がいじめの定義を広

める方向で見直しをしたこ
により増加したと考える。
②いじめを早期に発見し適
切に対応するためには、学
校、家庭、行政、地域社会
が一体となった子どもを守
り育てる体制作りが必要で
ある。

地域社会と協同し、学校
内外で子どもが多くの人
と接する機会を増やすこと
が重要であると考えている。

現在、総合的な学習の時
間の地域人材活用、読書サ
ークルや老人クラブ、退職
校長会との交流などできる
だけ学校現場に地域の方々
の足を運んでいただき、大
人との係わりの場を確保す
るよう努めている。

③町内の中学校でも昨今、
生徒がブログと呼ばれる個
人や数人のグループによる
インターネット上の日記の
ようなものを公開している
実態があり、これらに教師
が気づくことは大変困難で
あるが、教職員に対し、い
じめの傍観者をなくし、教
師に報告してくれるよう、
生徒との信頼関係を築く地
道な取組みを日々重ねるよ
うお願いをしている。

人口増施策と 企業誘致対策について



問 第4期総合計画では平成22年、人口は2万8千500人を想定していたが、現在目標値が大きく狂い減少に転じている原因はどこにあると思うか。

また、人口問題と密接に関係する企業誘致について

であるが、製造品出荷額、本町が206億円、芽室町が610億円、音更町が570億円であるがこの現状をどう捉えているか。町として情報収集能力あるいは対応などに問題はないか。ここは町長として強いリーダーシップを発揮し町のトップセールスマンとしての役割を果たすべきと考えるが町長の所見を問う。

町長 国全体の人口の増加が頭打ちになった中で、本町においても、死亡数が出生数を上回る自然減に転じたことや、住宅地の供給において、分譲価格や日常

生活の利便性などの面で、他町との比較で優位性を保てなかったことや、雇用の場の確保という面も大きな原因と考える。企業誘致活動は行政のみの情報収集に限界があり、戦略を持つて取り組むこと

問

本町市街地の人口はここ数年大幅な減

となつてはいるがそれぞれの地域が均衡ある発展と言う事を考える時高齢化率も更に高まり市街地として、あるいは商店街としての機能が失われる恐れがある。定住促進対策として土地利用を見直し安価でゆとりある住宅用地を造成すべきと考えるがいかに、又、商店街活性化策として、たとえば道の「道産子子育て特典制度」などの活用、あるいは近代化資金該当地域の拡大

幕別本町市街地活性化と 中心商店街の振興について

が大切なことから、今後、町内に産業クラスターのな組織を設立し、積極的な取り組みを図っていききたい。企業立地促進法の施行により、地方への企業の進出や特色ある産業集積に取り組む広域的な地域に対し、国の支援を受けられる制度が設けられ、今後、帯広圏を中心にこのような制度を活用した取組みにも積極的に参加をしていきたい。

等々、若くして意欲のある人達の新規開業などを誘致する諸施策を講ずべきと考えるが町長の所見を問う。

町長

安価でゆとりある

宅地に対する需要は相当数見込まれ、低廉な土地価格、豊かな自然、帯広市への通勤圏などの特性を生かした宅地分譲については、有効な手立てと思うが、新たに土地を取得しての大規模な住宅団地の造成は、本町の財政状況を考えるとなかなか難しい。



幕別市街

本町の人口がなかなか増えない現状を、大きな行政課題として受け止め、幕別、札内、忠類それぞれの特性を活かし、町全体として定住人口の維持、拡大に努めたい。

消費者動向の多様化や後継者不足に加え、地域の急激な高齢化の進展や人口減少など今後も本町商店街を取り巻く環境はますます厳しくなると見込まれ、商店街の振興策や新規開業を誘導する新たな施策について、引き続き、商工会とも連携し、協議をしていきたい。

幹線道路整備の遅れによる経済的損失について



問

昭和53年に議会、商工会とも合意の上で国道38号のバイパス化を都市計画決定し30年が過ぎようとしている。

平成12年には「国の財政から事業展開は難しいが町内の意思統一など課題整備が求められているので今後は商店街、会社、地域の方々の理解を求め体制づくりに努めたい」と示していた。賛否両論の中で投資効果のある地域と認識されたがいつ着工されるのか。

町の強い姿勢も見られないと嫌われ、西帯広・芽室へ進出して行く。町内業者も設備投資のしづらい状況となり、駅前沿線も寂しい町並みとなった。住民も通勤、通学、通院時の不安不便を経験した若者や高齢者とその家族はこの町から去って行き人口減となり経済活動は減少していった。また平成5・6年には幕札線の道々昇格が語られ整備を

進める考えを示された。この道路はこれからも交通量の増加が予測されるが2カ所の踏切横断や冬期事故多発路線の為、抜本的改修が必要である。

また近々には札内南大通のアンダーパス化で幕札線との交差点が複雑に改修され住民は事故多発を心配し高齢者が中心街に買い物に行きづらくなるので購買力をますます減少させる要因を作っていないか。安心安全な道路づくりに逆行していないか伺う。

町長

国道38号バイパス計画の整備促進にあたり、商工会をはじめ町内関係各位の理解をいただき、関係機関に町の主要懸案事項として十勝活性化促進期成会なども通し、要請活動を行ってきた。

現在、国は横断自動車道や高規格幹線道路など高速道路の整備を重点的に進め

ており、横断自動車道については、平成23年度にトマム夕張間、平成20年代後半に本別釧路間の開通が予定されている。

本別釧路間については、無料区間となることが決定され、一般国道の整備であるバイパス整備は、現在、大変厳しい状況にある。

このような状況の中、北海道では、帯広圏総合交通体系調査を実施中であり、この調査に基づき、帯広圏交通マスタープランを平成19年度中に作成予定である。

将来交通量の減少が見込まれる本バイパス区間について、バイパス4車線、現道2車線の計6車線である現在の計画を合計4車線の計画に見直すことで検討が進められており、町としても、商工会や地元期成会、関係機関と協議を進めたい。

国道38号線に平行し札内と本町地区を結ぶ町道幕別札内線は幕別大樹線のオーバypassや猿別橋の架け替え、札内南大通のアンダーパス事業が近年中に開通、今後はこれまでに以上に安全性が向上すると考える。

平成10年より、札内春日町の大津街道踏切から稲志別橋にかけての2次改良を手掛け、稲志別より猿別市街までの区間は舗装面のわだちによる事故等が発生しており、平成17年度から、オーバレイによる舗装強化並びに滑り止め舗装などを順次進め、安全で快適な道

路環境を確保できるよう努めている。
道道昇格による整備は、北海道へ要望した経緯がある。新規路線の採択は大変厳しい状況にあり、今後も様々な角度から、道道昇格並びに整備について検討し要望したい。



幕別・札内線のカーブ

乳幼児医療費 ゼロ化に向けて



問

出産・育児についての、これまででもその都度、支援策等を議論し、町長自身も最重要政策としてこれまで鋭意取り組まれてきた。

近年の出産・育児に対する環境整備には、事情が複雑化しているが、独自の支援策を打ち出す自治体も増え、厳しい財政の中にも子どもへの思い、将来への期待感を感じる。
特に医療費に対する家計からの二重苦は非常に大きく、その拡充についてどのように考えていくのか、町の見解を伺う。

町長

町や国の将来を担い、社会の宝である子どもを育てる家庭を地域社会が支えることは重要なことであり、乳幼児医療の助成事業もこうした理念のもとに行われる施策と考える。

就学前までの医療費の無料化は、町としては、単独

でも実施する方向で、予算編成の中で具体的な検討を進めていきたい。

雇用対策について

問

労使を取り巻く環境は年々厳しさが増し、雇用の確保は困難を極めていいる。

特に季節労働者対策として8町で「十勝北西部通年雇用促進協議会」設立され、このほど士幌町でセミナーが開催された。また、地方企業の経営環境とは相反し本年10月より最低賃金も上昇し、ますます雇用環境が厳しくなった。

そこで、地元企業の動向を把握し、雇用支援を視野に入れた工事・物品等の発注に取り組み必要があると思うが、町の見解を伺う。

町長

工事の平準化については、北海道が発注する工事の一部で実施されてい

るが、本町が発注する工事については全体工事が減少している中、少ない工費をいかに効率よく発注施工するか検討し、その工事に最も適した時期に発注することから、冬期発注工事が少ない状況にある。

施工状況によっては、凍上などの影響から手直し工事が発生することも懸念され、工事の平準化が進まない要因と考えられるが、工事それぞれの状況を把握し平準化に向けた工事発注が可能か検討したい。

物品の発注についても、町内業者で対応できるものについては、町内業者育成の観点から、従前同様発注したい。

児童・生徒の 安全確保について

問

本年も場当たり的、通り魔的な事件が後を絶たず、不可解な動機での犯罪が増えているように感じる。特に子どもたちは

そういった犯罪には無抵抗に近く、生命・身体を地域ぐるみで守る姿勢は重要と

考える。

そこで、子どもの通学時・就学時・課外活動時等の安全確保・不審者対策について、町の見解を伺う。

教員長

毎年、学校ごとに通学路の安全点検を行い通学路を指定し、必要に応じて交通安全指導員の配置の協議を行い、効率的な配置に努めている。交通安全指導員の配置により、交通安全防止に加え、大人の目があることによる、犯罪防止に対する一定の抑止力が働いているものと考える。

学校単位で教職員や子どもを対象に、防犯教室の開催をはじめ、集団下校の予行練習など体験を通じて危険予測能力や危険回避能力を身に付けるよう努めている。

退職校長会や地域の方々の協力で通学時の見守り活動、子ども110番の家

の設置、町内企業の協力で防犯パトロール車の巡回、不審者情報の速やかな伝達など、多くの視線を子ども達に注ぐことで犯罪の未然防止に取り組んでいる。

まくべつ教育の日を一つのきっかけに、地域の方々に学校に目を向けていただき、地域と学校のつながりを深め、子ども達への声かけなどを通し、子ども達の安全確保、見守りに協力を得るなど、犯罪を起こしにくい環境を整備することで、犯罪の抑止効果に繋がっていくと期待している。



街頭啓発の様子

平成20年度 予算編成について



問 地方財政は国の「三位一体の改革」により、交付税の削減など厳しい状況にある。また町民の暮らしも、増税や諸物価の高騰の中で、年金の削減や低賃金など厳しい状況にある。この様な現状から来年度の予算編成に当たっては、

地方6団体が、交付税に

関して財源保障・財源調整

両機能の回復を図るよう国

に求めている。本町も町村

会や各種の会合などを通じ

地方交付税の安定確保、増

額に向けた要望活動に取り

組んでいる。

②合併補助金の補助限度額

は2億1千万円で、一定の

成果を上げている。

70%が交付税措置される

合併特例債は、有利な財源

であり町づくりに必要な事

業に充当する財源として活

用される。

普通交付税は、新町とし

ての1本算定による額と、

旧町村ごとに算定した額を

比較し有利な方で交付され、

今後も継続される。また、

包括算入は、1年あたり4、

686、900円が5年間

にわたり措置され、その制

度どおり措置されている。

特別交付税についても、

平成18年度からの3年間で、

4億714万円が交付され
ると見込んでいる。

③これまで、銀行等縁故資

金に係る高金利の起債の、

繰上償還を実施してきたが、

新年度からは、政府系資金

の起債についても高金利の

起債の繰上償還について検

討しており、現在、繰上償

還を実行できる前提条件と

なる財政健全化推進プラン

を策定し、国の承認を待つ

ている。

④産業の振興策として、総

高齢者の不安を拡大する、 「医療改革法」の現状と対策について

問

政府の行った「医療改革」は、高齢者に不安と困難を与えている。

次の3点を伺う。

①後期高齢者医療制度につ

いて、北海道の平均保険料

は8万6千280円で、検

診料は一部負担と決められ

たが、国保加入者でこれま

でより負担が増える人の状

況は、また対象となる65歳

以上の障害者の現状と対策、

検診の無料化の継続実施に

ついて。

②療養型病床の廃止と削減

合計画に沿った各種事業の
推進や、町独自の補助制度、

地元企業の育成などに配慮

した取組みを進め、雇用対

策として、企業誘致など雇

用の創出に結びつく取組み

を、今後の予算の中で検討

したい。

⑤町の財政状況や管内他市

町村の状況等も勘案のうえ、

適正な受益と負担のあり方

など総合的な見地から検討

したい。

80万円未満で、夫の年金収
入が165万円、合計約2

45万円を超える世帯から、

夫婦2人分の保険料を合算

した額が、現行の国保税額

を上回る。

対象となる65歳以上の障

害者の方は、これまで加入

していた健康保険か、後期

高齢者医療制度に移行する

か、保険料や医療費を比較

し有利な方を選択できる。

本町では、70歳以上の高

齢者の基本健診受診に係る

自己負担分は、町単独で費

用を負担し、無料としてい

る。今後も、これまでどお

り無料とする方向で検討し

ている。

②地域の実情を踏まえず一

律に病床削減が進めば、高

齢者に必要な医療サービス

が十分に提供されなくなり、

町としても医療療養型病床

が確保されるよう、十勝町

村会と連携を図り、道に要

望したい。

③自治体病院を持つ町の今

後の意向とその地域住民の

医療が確保され、地域の実

情にあうよう、十勝町村会

と連携を図り、道や国に要

望していききたい。

町長

①普通交付税の減

少は、国全体の推移であり、

本町も含めた地方公共団体

の近年における財政状況の

厳しさの最大の要因になっ

町長

①年金収入のみの

75才以上ひとり世帯の場合、

年金収入が約280万円を

超える方や、夫婦2人とも

75才以上で妻の年金収入が

地球温暖化と

まちづくりについて



問

地球の温暖化対策は待ったなしの現状のなかにあつて環境省は「地球温暖化対策とまちづくりに関する検討会」の報告書を公表、報告書では都市活動に起因する二酸化炭素の排出量が伸び続けることから、二酸化炭素排出削減に資する「まちづくり」を検討することが急務である。

地方都市における中心市街地の衰退が大きな問題となつて、これに表裏一体するかのよう、市街地の拡大、郊外化の問題が顕在化して、団地住宅や主要施設がまとまつた土地を確保できる郊外へと移転、車社会が進行、道路や上下水道インフラ維持管理費増大、行政コストも膨んで二酸化炭素の削減に逆行している。

幕別町も二酸化炭素を削減するためのエコオフィスプラン、地域省エネルギービジョンを策定、全町的に省エネへの環境作りに取り

「幕別町省エネルギー推進委員会」を設置するため、町民及び事業者より人選等の準備を進めている。

二つ目の「省エネルギー教育の推進」では、省エネ普及指導員1名を委嘱し、出前講座等の啓蒙活動を行い、又、町広報誌に地球温暖化の影響や町民個々ができる対策について掲載した。

三つ目の「省エネルギー行動の確実な実行」では、公募による町民10名の「エコライフ会員」が省エネライフの実践や環境家計簿の作成などを行い、活動結果については、広報を通じて紹介する予定である。

四つ目の「行政の率先的省エネへの取組み」では、役場1階に「省エネナビ」を設置し、エネルギー使用量の把握を行い、役場照明機器へのブルスイツチの導入や、暖房の設定温度の引き下げを実施した結果、二酸化炭素排出量は、年間3.8%、17.2トン削減した。

五つ目の「省エネ機器等の情報の確実な提供」では、広報を通じ、省エネ型の電化製品などの紹介や、町内

の法人に対し「ウォームビズポイント集」を配布するなどの事業を行ってきた。

②行政における取組みとして、公用車にハイブリットカーを4台導入した。同じクラスのガソリン車に比べ半分以下の燃料消費であるため、二酸化炭素の排出量は年間5トンの削減となる。

食用油の回収活動に、町内の6団体が取り組んでいる。町民が一体となった地球温暖化防止対策が展開されるよう情報提供と啓蒙活動に努めたい。

ディーゼルエンジンの公用車1台の燃料を廃食用油から精製したBDF・バイオディーゼル燃料へ転換した。平成20年度からは、町で所有するトラックの燃料についてもBDFに転換する予定である。

③地域のバイオマスの総合的かつ効果的な活用を図るため市町村が策定するバイオマス構想については、本町では、バイオマスに関する賦存量や利用方法などの基本方針は「新エネルギービジョン」の中に大部分網羅されており、それに基

づくいて取組みを進めていき、バイオマスプラントなどの具体的な施設の建設計画がなされた段階で構想の策定を検討したい。

太陽光の利用については、札内さかえ保育所に太陽光パネルを設置した。

町独自の施策として、個人住宅の太陽光発電パネル設置に対し補助を行い、太陽光の利用を振興している。

情報提供活動として、平成18年に百年記念ホールでペレットストーブと新エネに関するパネル展示会を開催した。

民間における導入状況等は、BDFの原料となる廃

町長

①省エネルギービジョンでは、実施すべき5つの重点施策を掲げ取り組んでいる。

一つ目の「全町的な省エネルギー推進体制の確立」では、町職員による「地球温暖化対策庁内推進委員」の設置、本町における省エネ推進の中心的役割を担う

②新エネルギービジョンの取組みに関する導入状況と成果について。

③家畜糞尿や生ゴミ、汚泥などから出るバイオガス利用のバイオマスタウン構想への考えは。

一つ目の「全町的な省エネルギー推進体制の確立」では、町職員による「地球温暖化対策庁内推進委員」の設置、本町における省エネ推進の中心的役割を担う

水道料金の 値上げは撤回を



問

岡田町長は、町民の経済状態が厳しさを増しているときに、水道料金値上げの議案を提出しているが、やっつてはならぬ選択だ。次のことを行って値上げを回避すべきだと思ふがどうか。

- ① 高金利の企業債の借り換えによつて、年間8千万円を超える企業債利息の低減に努めること。
 - ② 漏水をなくすと同時に、年間32万トンを超える漏水分約2千200万円と、必要水量より約3千トン多く買っている受水費約3千600万円まで、水道料金に上乘せすべきではない。
 - ③ 高料金対策として多くの自治体でしているように、一般会計からの繰り入れを行つて、全国平均の二倍にもなる水道料金の値上げはやめるべきだ。
- また、合併による財政効果によつて、公共料金などの住民負担の抑制が可能に

なると説明していた。この財政効果を生かして、当分の間公共料金は引き上げるべきではない。

滞納者が増えていることを考え、値上げの有無にかかわらず、低所得者の減免制度を作るべきと思うがどうか。

町長

① 過去に借入れした5%以上の高金利の町債について借り換えを実施するため、その前提条件となる、公営企業経営健全計画を総務、財務省に提出し、承認され次第、借り換えを行う。効果額は、4,474万7千円が見込まれる。

② 漏水の早期発見には万全を期し、経費の削減に努めているが、水道事業は地方公営企業法に基づく企業会計での運営であり、水道事業に必要な経費は経営に伴う収入、すなわち水道料金をもつて充てる独立採算を原則として経営を行つてお

り、漏水に係わる受水経費は受益者負担とする。

十勝中部広域水道企業団の構成団体である1市4町2村の協定により平成25年度人口推計等から責任水量を決定している。今後も、受益者負担の原則で経営していく。

③ 一般会計からの繰り入れは、水道事業が地方公営企業法の適用を受ける事業であり、水道供給というサービスはすべての住民が同量の恩恵を受けず、サービスの度合いに応じてこれに要する費用を負担することが公平の原則と考え、料金改定を行わず損失補填を一般

会計、いわゆる税金で賄うのは、サービスの提供を受けない住民の方にも負担を強いることになり、公平の原則に反することから、料金改定をした。

低所得者への料金減免は、自主財源の確保と歳出の大幅な抑制を柱とした、「幕別町財政健全化推進プラン」を作成した厳しい財政状況の中で、全世帯を対象とした減免制度を作ることには極めて困難な状況にあるが、

幕別町使用料等審議会答申の付帯意見として福祉助成制度に取り組むべきとの意見もあり、現在検討している。

どを実施してきた。今年度はこれらに加え、新たな作業として、町道の路肩に生えている支障木を伐採する仕事が増えられないか検討している。

② 無利子貸付金制度の創設は難しいが、現状の勤労者福祉資金の制度の中で、支援ができないか検討したい。

③ 建設業を中心とした北海道の季節労働者にとつて生活を守る上で大変重要な特例一時金は、雇用保険法の改正により、給付基準が「50日相当分」から「30日相当分」に改正になり、当分の間「40日相当分」となっている。

季節労働者の雇用と 生活援助について

問

季節労働者は、冬特例一時金の20%カットなどで、厳しい状況におかれている。次の点で努力を。

- ① 町として仕事の確保の手立てを尽くすこと。
- ② 無利子の貸付金制度を作ること。

③ 政府に「50日分」復活と季節労働者予算増額を要請すること。

町長

① 冬期間の仕事の確保については、これまで、町として、単独費で市街地の通学路の除排雪作業、主要道路の春先の清掃業務な

この法律の改正に対し、「50日相当分」の復活は難しく、現在確保されている「40日相当分」を継続させることが最優先課題であり、町村会や関係機関と連携し対応したい。

幕別町の生活保護制度の活用実態について



問

生活保護制度は低所得者にとって最後のセーフティネットである。

そこで、幕別町の生活保護の制度の実態について伺う。

①幕別町の生活保護の申請にかかわる相談件数と申請受け付け数について伺う。

②生活保護の制度や申請方法を町民に周知するのにあたって、町としてどのような施策・工夫をされているのか伺う。

③幕別町の生活保護受給者のうち、ひとり親世帯・高齢者世帯（単身・夫婦）・障害者世帯の世帯数と割合を伺う。

④幕別町の級地の変更を求めるべきと思うが、町の考えを伺う。

⑤幕別町として国に対し、生活扶助基準の引き下げに反対するべきと考えるが、町としての考えを伺う。

生活保護制度は低所得者にとって最後のセーフティネットである。そこで、幕別町の生活保護の制度の実態について伺う。

①幕別町の生活保護の申請にかかわる相談件数と申請受け付け数について伺う。

②生活保護の制度や申請方法を町民に周知するのにあたって、町としてどのような施策・工夫をされているのか伺う。

③幕別町の生活保護受給者のうち、ひとり親世帯・高齢者世帯（単身・夫婦）・障害者世帯の世帯数と割合を伺う。

④幕別町の級地の変更を求めるべきと思うが、町の考えを伺う。

⑤幕別町として国に対し、生活扶助基準の引き下げに反対するべきと考えるが、町としての考えを伺う。

生活保護制度は、相談に来る方の救済措置として最後の砦という認識から、申請する権利を十分尊重し相談にあたるよう心がけており、受け付けないという事例はない。

生活保護制度は、全ての扶助制度を適用してもなお生活が困窮する方に対し適用させる制度であり、保護制度の内容や申請方法を周知するのではなく、各種社会保障制度の内容等について詳しくお知らせし、困ったときには民生委員に相談するなど、生活困窮者福祉に関する相談窓口の周知を充実させる。

18件、平成18年度25件、平成19年度は11月末現在で15件となっている。

生活保護制度は、相談に来る方の救済措置として最後の砦という認識から、申請する権利を十分尊重し相談にあたるよう心がけており、受け付けないという事例はない。

②生活保護制度は、全ての扶助制度を適用してもなお生活が困窮する方に対し適用させる制度であり、保護制度の内容や申請方法を周知するのではなく、各種社会保障制度の内容等について詳しくお知らせし、困ったときには民生委員に相談するなど、生活困窮者福祉に関する相談窓口の周知を充実させる。

③平成19年4月1日現在の被保護世帯数は164世帯、235人で、ひとり親世帯（母子世帯）は13世帯、7.9%、高齢者世帯（単身・夫婦の区別なし）が78世帯、47.6%、障害者世帯は65世帯、39.6%、これらに分類できない世帯が8世帯で4.9%となっている。

④各級地は自治体単位で決定され、本町の級地基準は幕別・札内・忠類各地区を包含した町全体での基準となっており、基準と実態はある程度の乖離が生じているが、1,800を超える自治体を地域によつて6段階に分けるといふ現行の制度内容では、ある程度の幅

母子家庭への

児童扶養手当の実態は

問

厚労省の調査では母子家庭の平均年収が一般家庭の平均所得の37.8%（2005年度）という厳しい水準にある。

そういう中で来年度から実施される予定であった母子家庭への児童扶養手当の削減が凍結されるといふ与党合意がなされた。そこで幕別町の児童扶養手当の実態について伺う。

①幕別町での児童扶養手当の受給者の所得・児童扶養

は止む得ないと考える。

⑤厚生労働省が設置した「生活扶助に関する検討会」の報告では、全国消費実態調査と基準額を比較したところ、低所得者の生活費より上回ると報告され、厚生労働省では、平成20年度の予算編成で、生活扶助基準額の引き下げが可能とし、具体的な引き下げ額については、激変緩和の措置をとることも伝えられており、今後の方針に注目をしている。

1,720円（扶養児童数により加算あり）で所得額が57万円以下で扶養児童1人が56人、所得額が95万円以下で扶養児童2人が45人、所得額が133万円以下で扶養児童が3人が14人となっている。

一部支給の基本額は、所得に応じて月額41,710円から9,850円まで10円刻みで決定され、平均支給月額33,593円となっている。

②近年の社会状況の変化とともに離婚件数が増加しており、国においては、母子家庭に対する政策を「給付」から「母子の就労・自立の促進」に大きく転換させ、子育て、生活支援、就労支援、経済的支援等の総合的な母子家庭等対策を推進することとしており、手当の削減方針も実質的な凍結との情報があるが、正式に通知されておらず、今後の状況を確認した上で対応を検討したい。

手当受給額について伺う。

②国に対して児童扶養手当削減の「凍結」ではなく、「撤回」まで求めるべきと考えるが、町としての考えを伺う。

①平成19年11月末現在の受給者数は、全部受給が120人、一部受給が89人、支給停止が25人の合計234人となっている。

全部支給の基本額は、扶養児童1人の場合で月額4

品目横断政策の問題について



問

今年度から戦後農政の柱であった家族経営を軸にすべての農業者を対象にした施策から、要件を満たした一部の担い手を対象にした品目横断政策が始まった。政府は2006年4月「21世紀新農政2006」を決定し、①巨大企業の海外進出を促進する、②少しの日本農産物の輸出と引き換えに、WTO・FTA交渉で国内市場の開放をいっそう進める、③販売農家の4分の3を離農に追い込む農業構造改革（品目横断的経営安定政策）をス

ピード感をもって推進すると宣言している。今年の農業者の現状について伺う。

①交付金支給と収入減の状況は、生産条件不利補正交付金のうち、過去の生産実績に基づく交付金の交付申請が9月末をもって完了し、すでに農業者に交付されている。

毎年の生産量・品質に基づく交付金は小麦だけの場合は年内に、その他の場合は2月頃交付される見込みである。

収入減は、個々の対象品目により、変動にばらつきがあることや、個々の農家の経営形態によって影響が異なることから比較が難しい。

十勝農業試験場が芽室町のモデル農家を基準に試算した影響率は5・7%減と推計しているが、本町において、畑作物全体に占める対象品目の割合が、芽室町と比較して低いことから、若干影響率は少なくなると聞く。

②金融対策として、認定農業者が農地や農業用機械を

購入する際に借受をする農業制度資金の無利子化措置の導入や、各農業協同組合での対策、町の農業経営に対する側面的支援を引き続き実施する。

③現在、国では品目横断的経営安定対策の見直しを検討している。各JAグループも要請活動を行っており、町としても、北海道町村会、全国町村会で、より良い制度になるよう要請を行っている。

飼料高騰による

畜産農家支援について

問

乳牛用配合飼料は、今年急激に高騰し平成18年度の上半期に比べ1tあたり約1万円、22・5%上昇し酪農家に大きな影響を与えている。一方生乳価格は飲用向け、加工原料とも平成19年度についてはほとんど据え置かれ一層経営を圧迫している。

配合飼料の農家負担の急激な変化を緩和する手段として、配合飼料価格安定制度があるが、配合飼料の高値のまま同じ水準で推移すると、最終的には補填金が発動されなくなってしまう。

次の点について伺う。

①幕別の畜産農家の飼料高騰による影響は、酪農経営と肉用牛経営では配合飼料の給与の割合に違いがあり、経営規模でも異なる。

②配合飼料安定価格制度の

経営安定対策の見直しを検討している。各JAグループも要請活動を行っており、町としても、北海道町村会、全国町村会で、より良い制度になるよう要請を行っている。

管内の取組みとしては、ビートパルプ、でんぷん工場等の加工残さ物を畜産農家が飼料に活用している例があるが、システムとして確立されてはいない。

国では、飼料自給率向上を図るため、食品残さ物などを原料として加工処理したりサイクル飼料の研究・検討を進めている。

国の支援を含め、より安価な飼料の供給がされるシステムができることを期待している。

町長

①飼料高騰による影響は、酪農経営と肉用牛経営では配合飼料の給与の割合に違いがあり、経営規模でも異なる。

飼料価格は平成18年10月ごろと比較し20%から25%高騰しており、相当な影響があると理解している。

②農林水産省では平成20年度予算編成に向けて、配合飼料価格安定資金造成事業として、異常補填基金への積立など50億円の概算要求を行っており、基金の計画的・安定的な積立がされ

町長

①交付金の支給状

ボランティア活動の促進について



問

住民と行政が「協働」してまちづくり

を行う「協働のまちづくり支援事業」が実施されることにより、これまで以上に公区のコミュニティが醸成されてきた。また個人においてもボランティア活動に対する意識が高まり、任意の団体を立ち上げ活動するケースが増加してきている。そして企業もCSR（企業の社会的責任）という概念から積極的に地域活動に係わってきている。子どもから大人まで徐々に高まる気運を行政としてどのように支援するか今後の課題である。以下について伺う。

①協働のまちづくり支援事業の実施状況と評価を伺う。

また、手続きが煩雑であるとの声が多く聞こえるが改善策を伺う。

②個人や企業に対するボランティア活動の促進方法と現在活動している団体・企業をどのように把握してい

るのか伺う。

③ボランティア活動に対する交付金や公共施設の利用料の減免により活動に幅が出る。制度化する必要があるのではないか。

④ボランティア活動の意欲を推進することを目的とし、幕別町表彰条例とは異なる表彰の制度を設け、個人・団体・企業に、感謝の意を表することが出来ないか伺う。

町長

①事業の実施状況は、平成17年度が盆踊りの開催などコミュニティ支援が7件、花壇整備、ごみ飛散防止ネットの整備、公園管理などの環境美化支援が78件、高齢者世帯の雪かきなど助け合い活動支援が8件、防災計画の策定など防災活動支援が3件の計96件、交付金総額は305万8千円である。平成18年度は、コミュニティ支援が9件、環境美化が79件、助け合い

活動支援が7件、防災活動支援が2件の計97件、交付金総額は322万3千円となっている。

2年間の実施状況は、各年の実施件数はほぼ同じであるが、ごみ飛散防止ネットの整備や、防災計画の策定は徐々に広がりを見せていると考える。特に、防災計画の策定は、安全・安心な地域づくりに加え、策定過程において、自分たちの地域の見直しや、コミュニティの醸成という効果も見込まれ、今後、多くの公区での策定を期待している。本事業を実施して3年目を迎えるが、事業内容の見直しを不断に行い、一層の周知に努めたい。

本事業の手続きについては、書類の流れは、公区からの申請、町の承認、公区からの報告という流れである。公金の支出であることから、慎重な処理を必要としながらも、公区の事務的な負担も考慮し、簡易な様式で最低限の手続きとしている。

手続きが煩雑なことで、事業展開されないというこ

とは避けなければならないと考えており、公区長の代表で構成する検討委員会にも諮り、広く意見を聞きながら改善を検討したい。

②現在、福祉関係のボランティアは8団体が社会福祉協議会のボランティアセンターに登録をしている。

本年度から実施しているアダプトプログラムにおいて、4団体が公園の清掃に取り組んでいる。

この他にも、様々な団体や企業が各種ボランティア活動に取り組んでいるが、体系的に、また、一元的に把握していない。

③交付金については、個人や団体、企業など様々な団体が、様々な形、考えでボランティア活動を実施している中で、一律的に制度化することは難しいと考える。

個人においては自分の意思で、企業においては、企業の社会貢献活動の一つとしてボランティア活動に取り組んでおり、このような自主的な活動に対し、行政が一つの枠組みをつくり関与することはいかがかと思う。

公共施設の利用料金の減免については、第3次行政改革大綱の推進計画において、減免を基本的に廃止する方向で減免基準の見直しを行うこととしている。

活動にあたり、何か困っていること、課題があれば遠慮なく相談していただき、町としてお手伝いできることは、積極的に取り組みたいと考える。

④本町の表彰条例において、善行賞を規定し、これまで、永年にわたるボランティア活動を事績として、推薦に基づき4個人、5団体に對し、表彰している。

「町の表彰条例と異なる表彰の制度」との提言であるので、町として感謝の意を表する形としてどのような方法があるか、他市町村の事例など研究したい。

永井 繁樹 議員

職員給与の改革について



問

自治体の職員にふさわしい能力・給与とは何かを真剣に研究し、人事施策における目標主義・成果主義を導入し、能力と努力に見合った給与運営をすべきである。今求められているのは、ラスパイレス指数という形式的な官公比較ではなく、官民の実質的な給与分析にもとづく格差の是正ではないか。

以上の考えを踏まえ、以下の点について町長の考えを伺う。

- ① 年功序列賃金の是正及び正規・臨時職員の賃金格差の是正について。
- ② 職種格差（専門・技能・一般職間）のある給与体系の確立について。
- ③ 官民格差の実態を把握し、実質的賃金格差としての地域企業との比較及び調査・発表について。
- ④ 責任能力主義にもとづく給与格差の導入として昇格試験制度導入による人事に

ついて。

⑤ 管理職の能力開発及び人事評価制度の導入について、又第3次行革大綱の中で平成20年度に同制度の導入が計画されているが、現段階において幕別町に合った制度内容（幕別モデル）をどの程度検討が進められているのか、制度から発生する弊害を含めた研究をどの程度してきているのか。

⑥ 何が適正な給料かを執行部・議会・組合・職員などの内部のみでなく、給与情報公開にもとづく住民参加による給与の適正化について、又現在ある行政改革推進委員会を、給与改革問題をゼロのベースから検討できる役割を持つ不断の委員会にしていくべきではないか。

以上、職員給与問題に対して積極的な改革姿勢を町長に求め質問とする。

町長

① 平成18年度の職

職員の平均給与月額、初任給等の状況

(平成18年4月1日現在)

1 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(1) 一般行政職

| 区分 | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 | 平均給与月額(国ベース) |
|------|-------|----------|----------|--------------|
| 幕別町 | 42.1歳 | 341,360円 | 430,355円 | 386,329円 |
| 北海道 | 42.8歳 | 322,565円 | 393,939円 | 372,567円 |
| 国 | 40.4歳 | 328,477円 | - | 381,212円 |
| 類似団体 | 43.1歳 | 337,748円 | 396,090円 | 374,716円 |

(2) 技能労務職

| 区分 | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 | 平均給与月額(国ベース) |
|----------|-------|----------|----------|--------------|
| 幕別町 | 50.1歳 | 368,033円 | 406,284円 | 405,795円 |
| うち自動車運転手 | 50.2歳 | 362,975円 | 401,883円 | 399,740円 |
| うち給食調理員 | 56.6歳 | 408,500円 | 441,500円 | 454,250円 |
| 北海道 | 46.0歳 | 309,229円 | 354,367円 | 344,594円 |
| 国 | 48.4歳 | 286,500円 | - | 318,595円 |
| 類似団体 | 47.6歳 | 285,664円 | 313,434円 | 305,142円 |
| 民間事業者平均 | 51.8歳 | - | 347,621円 | - |

(3) 教育職

| 区分 | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 |
|------|-------|----------|----------|
| 幕別町 | 39.7歳 | 319,867円 | 354,252円 |
| 北海道 | 41.2歳 | 339,368円 | 397,076円 |
| 類似団体 | 42.0歳 | 323,214円 | 349,177円 |

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成18年4月1日における各職種ごとの基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

2 職員の初任給の状況

| 区分 | 幕別町 | 北海道 | 国 |
|-------|-----|----------|----------|
| 一般行政職 | 大学卒 | 170,200円 | 153,180円 |
| | 高校卒 | 134,000円 | 124,560円 |
| 技能労務職 | 高校卒 | 134,000円 | 124,560円 |
| | 大学卒 | 170,200円 | 171,450円 |
| 教育職 | 大学卒 | 170,200円 | 171,450円 |
| | 高校卒 | 134,000円 | 132,300円 |

3 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

| 区分 | 経験年数10年 | 経験年数15年 | 経験年数20年 | |
|-------|---------|----------|----------|----------|
| 一般行政職 | 大学卒 | 272,700円 | 319,633円 | 356,000円 |
| | 高校卒 | 217,833円 | 278,825円 | 327,500円 |
| 技能労務職 | 高校卒 | - | - | 327,500円 |

員の給与改正では官民格差の是正、年功的な給与上昇の抑制を目的に俸給表の水準を全体として平均4・8%引き下げ、年功序列の給与上昇を実質的に抑制している。

正規職員と臨時職員の賃金の格差は、臨時職員の職務が補助的な事務で、責任度合いが正規職員と比較し低く、一定の差が生じることはやむを得ない。

② 本町職員が担う各種の事務事業は、ある程度の専門的知識や技術を要するが、一般的な行政事務も合わせ担っており、給与面で、

国のように俸給表を区別する必要はないと認識し、今後も現行の一般職俸給表で対応する。

③ 本町では給与に係る勧告権を持つ人事委員会はなく、民間の賃金を調査し町職員の給与と比較分析すること

は行っていない。国や北海道の人事院勧告や管内市町村の動向も把握しながら研究したい。

④ 本町の250人規模の職員数では、日々の勤務状況から十分に判断できると考える。

⑤ 行政改革推進計画の中で人事評価制度の導入を検討

しており、国や道、先進的市町村の事例を調査している。評価の内容、手法など円滑な制度導入に向け研究したい。

⑥ 行政改革推進委員会は、効率的な行財政運営を行うための基本的な方針や推進策の調査審議が本来の役割であり、給与の適正化に向けた検討はなじまない。地方公務員の給与は、地方公務員法の定めで、国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業者の給与を考慮し定めており、国や道、他市町村の状況を把握し給与改定を行っている。

地域における町道の整備と認定について



問

町は毎年計画的に町道の舗装及び改良を実施しており、町道の実延長879.9km、改良率67.7%、舗装率56.7%と着実に町道の環境基盤の整備が進められている状況である。地域の中でも、幹線道路については、それぞれ改良舗装がされて、生活道路としての役割、農畜産物の効率的な輸送など、大きな役割を担っている。しかしながら、幹線につながらない町道及び私道については、地域によっては、未改良の部分も相当数残っている。

また、地形によっては私道を利用しなければ農畜産物の搬送に大きな支障をきたすと言う事と同時に将来的に不安な面もある事から、地域から要望のある、町道の整備、認定について次のとおり伺う。

①地域における町道認定に
ついての町の考えは。

②道路改良等、整備と砂利

敷等、要望に対する町の取り組みと対応について。

③現在実施中の地籍調査の状況について。

町長

①平成19年12月現在、本町における町道の認定路線数は1,001路線、延長が883.7kmとなっている。

町道の認定は、区画整理事業や街路事業、各種補助事業による新規路線整備にともなう認定、認定基準に合致した道路用地の寄付採納に伴う認定がある。

寄付採納に関しては、地権者の理解、地域の合意が整っていることが認定に際し大きな要件である。

現在、町道認定されていない箇所でも、公益上必要であれば、除雪や砂利敷きなど生活道路としての維持管理の対応している。

町内にはこうした路線がいくつあるが、基準や要件を満たしていないため、

町道に認定されていない。

②道路整備については、快適な日常生活、経済活動に不可欠な施設として、その機能を保持できるように整備・維持に努めている。

町道延長883.7kmのうち、現在の改良率は68.2%、舗装率も57.4%とまだ低い状況にあり、昭和40年代から50年代に整備された改良路盤と舗装厚の足りない路線についても、2次改築や、維持補修を必要とする箇所も多く残っている。

町道に対する整備要望は、住民の方々、公区長からも多く寄せられているが、道路改良・舗装整備などの場合、相当の事業費を要することから、3カ年実施計画などにより緊急度、投資効果、地域バランスなどを考慮して計画的な整備に心がけている。

道路事業に対する補助採択は厳しく、財源の確保に苦慮している状況である。

今後も地域の声に耳を傾け事業の優先度などに考慮し、生活環境の向上に意を用いたい。

③本町の地籍調査は、平成14年度から専任の職員を配置し、事前準備や調査研究に取り組み始め、幕別町全体の地籍調査事業基本計画を策定して、平成16年度から本格的に事業着手した。

調査事業の概要は、幕別町全域を59のブロックに分割し、途別方面から調査を開始し、順次、西幕別方面、南幕別方面、中央幕別方面、市街地へと進んでいく計画である。

地籍調査を実施することによる効果は、土地一筆ごとの地番、地目、面積、所有者及び図面が確定し、土地の状況が明確になること、調査事業の中で設置した基準点等が将来的にも活用できること、土地利用計画の立案や土地取引の円滑化に寄与することである。

現時点の進捗状況は、平成16年度に事業着手し、途別地区について、今年度が4年目となり、現地調査はすでに終了し、現在、本閲覧を行っているところである。

今後、本閲覧後、北海道の認証と国の承認を受け、法務局の公図や登記簿に地

籍調査の成果が反映されることになり、土地の境界等が明確になる。

平成17年度に事業着手した、途別・古舞地区については、今年度が3年目となり、すでに現地立会等の調査は終了し、現在、事務作業を行っている。

平成19年度に事業着手した古舞地区については、すでに基準点等の設置を終了しており、現在、事務作業を行っている。

現時点における進捗状況については、計画通り進行しているが、平成18年度については、北海道の予算枠等の関係から、新規の事業着手が出来なかつた部分もあり、今後も、本町の地籍調査計画に沿って北海道とも綿密な協議を行いながら、事業を進めたい。

酪農・畜産農家に対する

緊急支援対策について



問

バイオ燃料に端を発して、穀物相場の急騰や原油価格の異常な値上がりにより畜産農家の配合飼料価格は昨年に比べ22%アップ。その他生産資材も20%前後の上昇により、これまでの長い酪農経営の中で、最悪の状況に陥っている。

今酪農家が、この窮状に耐えかつ乗り切っていくためには、これまでの農家の自助努力では既に限界を超えている。今こそあらゆる分野から、酪農畜産農家に対する支援が必要不可欠と思う。当然農業団体の物心両面にわたる対応もさることながら、国道、さらには市町村における緊急対策が求められる。

本町においても最大限の支援策を講ずるべきと考え、当面次の2点について対応を伺いたい。

① 町営牧場入牧料金の減免支援措置。

② デントコーン作物強化対策。

町長

北海道の酪農・畜産は、恵まれた土地資源を生かして発展し、乳業などの関連産業とともに、地域を支える基幹産業として重要な役割を果たしている。

本町においても、旧忠類村との合併以来、町の農業産出額229億円のうち畜産の産出額は76億円で、約3分の1を占めるまでになつており、畑作と並ぶ町の基幹産業であることは申し上げるまでもない。

しかしながら、飲用乳の消費低迷や脱脂粉乳の過剰在庫などに伴う減産型計画生産の実施や乳価の下落、飼料価格など生産費の上昇により、近年の酪農・畜産は厳しい環境に置かれているものと理解をしている。

特に、平成18年秋以降、配合飼料の価格が高騰を続け、配合飼料の主な原料で

ある輸入とうもろこしの価格が、バイオエタノール向けの需要増加の影響を受けて急激に上昇していること、あるいは原油価格の高騰により海上運賃が値上がりしていることなどに起因をしている。

こうした状況の中で、畜産農家の経営は非常に厳しい状況にあるものと認識している。

① 平成19年度の町営牧場の入牧状況は、入牧頭数は幕別地域、忠類地域5つの牧場、すべての畜種合計で、1,049頭となっている。

預託農家数は46戸で、入牧料収入は3,300万程度となる見込みである。

畜産経営を取り巻く環境が厳しい中であつて、入牧料の減免措置は畜産農家の農業経営にとって一助となることは十分理解しているが、預託農家数が少ないといったこと、あるいは町の財政状況など課題もたくさんある。

町としては、今後の情勢を見ながら、これからに向けてのいかなる対応があるか、十分検討したい。

② 飼料作物であるデントコーンの作付けを奨励することとは、配合飼料が高騰する状況の中にあつて、経費節減や飼料自給率の向上の観点から有意義なものであると考える。

関係機関と協議をし、十分検討したいと考える。



幕別町営牧場（南勢牧場）